

事務連絡（保 104）
平成 20 年 7 月 11 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

全国健康保険協会の設立に向けた周知用チラシの送付について

政府管掌健康保険につきましては、現在、社会保険庁において運営しているところですが、平成 18 年 6 月の健保法の改正により、平成 20 年 10 月より国から切り離した公法人「全国健康保険協会」を保険者として新たに設立することとなり、協会が政府管掌健康保険を運営することになります。

今般、医療機関等関係者に対し周知を図るため、厚生労働省・社会保険庁がチラシを作成しました。全国の保険医療機関等に本チラシを配布するにあたり都道府県医師会に対し、協力依頼がきておりますのでご連絡申し上げます。

本チラシは社会保険事務局を通じ、7月中旬頃より各都道府県医師会に協力依頼があり、その後、各医療機関等に配布される予定であります。保険医療機関等への配布につきましては社会保険事務局と協力の上、ご対応下さいますようお願いいたします。

また、同様のポスターも作成しているとの報告を受けております。ポスターに関しましては、7月下旬から8月上旬にかけて配布する予定とのことですので、詳細がわかり次第ご連絡いたしますので、こちらに関しましてもご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、チラシの主なポイントは下記のとおりであります。

記

- ・ 政府管掌保険の運営主体が国から全国健康保険協会に変わる。
- ・ 公法人化後も、健康保険の給付内容は政管健保と変わらない。新たな被保険者証への切替が完了するまでは、従前の政管健保の被保険者証は引き続き医療機関で使えるようお願いする。
- ・ 傷病手当金等の給付等の申請や届出の窓口が、従来の社会保険事務局から変更となる。

(添付資料)

1. 全国健康保険協会の設立に向けた周知用チラシの送付について
(平 20. 7. 8 社会保険庁運営部医療保健課事務連絡)
2. チラシ「本年 10 月、政管健保は「協会けんぽ」にかわります」

事務連絡
平成20年7月8日

日本医師会 御中

社会保険庁運営部医療保険課

全国健康保険協会の設立に向けた周知用チラシの送付について

政府管掌健康保険については、現在、国（社会保険庁）において運営しているところですが、本年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。

つきましては、このたび医療機関等関係者に対する周知を図るためのチラシを作成し、送付させていただきますので、よろしくご査収下さい。

保険医療機関等への配付については、都道府県医師会に対して貴団体から協力をご依頼いただきたく、何卒よろしくお願い致します。

本年10月、政管健保は「協会けんぽ」 に変わります

(シンボルマーク)

健康保険(政府管掌健康保険)については、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

協会設立で変わります。

- 協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間です。民間のノウハウを積極的に採り入れ、事業主・被保険者のご意見をお聴きしながら、サービスの向上や業務改革を進めていきます。

被保険者証は引き続き使用できます。

- 従前から政府管掌健康保険に加入されている方については、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで従前の被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できるようお願いします。なお、10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方に対しては、協会から新たな被保険者証が発行されることとなります。

(※)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

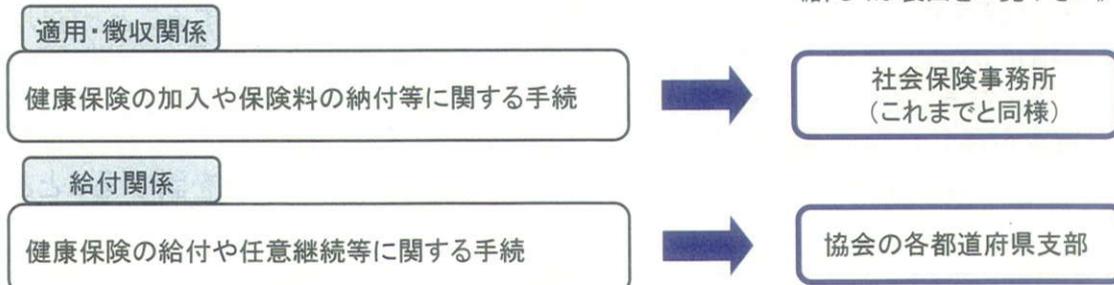
保険給付の内容は変わりません。

- 医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。

◆ 各種申請等の窓口はこうなります ◆

窓口の場所等が変わる場合がありますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

《詳しくは裏面をご覧ください》



※10月以降の具体的な窓口の場所やお問い合わせ先については、各種広報を通じてお知らせをしていきます。

全国健康保険協会に関する詳細については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)をご覧ください。

厚生労働省・社会保険庁

協会けんぽに関するQ&A

Q1. 協会の行う業務は？

- ▶全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト(診療報酬明細書)の点検、健診や保健指導等の保健事業などを実施します。
- ▶なお、健康保険への加入や保険料の納付の手続については、従来と同様、社会保険事務所(社会保険庁)において、会社(事業所)を通じて、厚生年金の手続とあわせて行います。(ただし、会社を退職後も継続して任意で加入される方(任意継続被保険者)の手続は、協会で行います。)

Q2. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの？

- ▶健康保険の加入や保険料の納付の手続は、従来と同様、最寄りの社会保険事務所(社会保険庁)において、会社(事業所)を通じて行います。
- ▶傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は、協会の各都道府県支部で行いますが、職員の巡回等により、社会保険事務所等に窓口を設けることも検討中です。具体的な窓口の取扱いについては、今後、各種広報を通じてお知らせをしていきます。なお、健康保険の申請や届出は、来所していただくなくとも、郵送で行うことができます。

Q3. 保険料はどうなるの？

- ▶本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。
- ▶なお、協会において設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見をお聴きした上で、都道府県別の保険料率を設定することとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

※「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク()とともに、公募により選定されました。